

水質汚濁防止法の一部改正について

1 法改正の背景

一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生
 地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化
 近年の公共用水域における水質事故の増加、例えば、全国一級河川における水質事故の10年間で約3倍の増加
 （大気汚染防止法の一部改正と同時に平成22年5月10日公布）

2 改正法の概要

改正内容は、事業者が行う排水等の測定結果について未記録、虚偽の記録等に対し罰則を新設【罰則関係】、汚染物質の排出を抑制する等の事業者による責務規定を新設【責務関係】、汚水等の流出事故の発生時における事業者の義務規定「事故時の措置」の対象範囲の拡大【事故時の対応関係】の3点である。

23年4月1日施行予定（【責務関係】の規定は、22年8月10日施行）

事業者が行う排水・地下浸透水（排水等）の測定結果について、未記録、虚偽の記録等に対し罰則を新設 【罰則関係】

	改正前	改正後
罰則に係る対象	汚濁負荷量 [§ 14]	排水・地下浸透水 [§ 14] 汚濁負荷量 [§ 14]
測定結果に係る義務内容	記録 [§ 14]	記録・保存 [§ 14 ,]
罰則内容	未記録、虚偽記録に対し罰金 20 万円以下 [§ 33]	未記録、虚偽記録、未保存に対し罰金 30 万円以下 [§ 33]

- ・ 罰則規定の新設に伴い、排水等の測定に係る測定頻度等が新たに規定される。
- ・ 法における測定頻度等の規定はナショナル・ミニマムとし、測定頻度は1回/年を予定している。
- ・ 測定頻度等は、地方自治体が「条例」により上乗せできる規定を予定している。

汚染物質の排出を抑制する等の事業者による責務規定を新設 【責務関係】

	改正前	改正後
対象者	-	事業者（特定事業場のみでない） [§ 14 の 4]
責務内容	-	排水の規制等に関する措置、公共用水域への排出や地下浸透の状況の把握、水質汚濁防止のために必要な措置を講じる [§ 14 の 4]

汚水等の流出事故時における事業者の義務規定「事故時の措置」の対象範囲の拡大
【事故時の対応関係】

	改正前	改正後
事故時に係る 対象者 [§ 2]	特定事業場の設置者(H1) 貯油事業場の設置者(H9)	特定事業場の設置者 貯油事業場の設置者 指定事業場の設置者
事故時に係る 対象物質 [§ 2]	有害物質(H1) 油 (H9)	有害物質・生活環境項目・油(特定事業場) 油(貯油事業場) 有害物質・指定物質(指定事業場)
規定内容 [§ 14の2]	応急措置の義務 知事への事故届出の義務 知事による応急措置命令	同左

・指定物質・指定施設は、環境省において検討中(別紙のとおり)

3 上乗せ条例の検討について

改正法では排出水等の測定について、年1回の測定頻度等を定め、地方自治体が「条例」により上乗せできる規定となることから、本県における排出水の測定頻度等の上乗せ条例について検討する必要性が生じた。

本県では、測定項目・測定頻度について明確な基準はなく、事業場の自主性に任せている。しかしながら、排水基準超過のおそれが高い場合や有害物質の使用等の有無、排水量、過去の基準超過等を勘案し個別に指導を行っており、大部分の事業場において年1回以上の頻度で測定が行われている。

環境先進県にふさわしい適切な上乗せ規制について、検討を行うことが必要である。

【上乗せ規制に係るメリット・デメリット】

上乗せ規制	メリット(必要性)	デメリット
無 (ナショナル・ミニマム)	・規制の内容が事業者にとって明快	・ナショナル・ミニマムの規制では緩いと批判、責めを受ける ・事業者の取組の後退のおそれ ・行政指導の限界(悪質な事業者の言い逃れ等)
有	・モノづくり県にふさわしい適切な環境行政の推進 ・指導の明確化 ・県民の安心感	・事業者によっては負担の増大 ・上乗せ規制を行っても、個別の行政指導は必要

指定物質とその選定条件 (中央環境審議会水環境部会 排水規制等専門委員会より)

番号	物質名	選定条件					
		排水	環境	環水	水道	水目	事故
1	亜鉛及びその化合物	排水			水道		
2	銅及びその化合物	排水		要監	水道	水目	事故
3	マンガン及びその化合物	排水		要監	水道	水目	
4	フェノール類及びその塩類	排水			水道		事故
5	鉄及びその化合物	排水			水道		事故
6	クロム及びその化合物(6価クロム化合物を除く)	排水					
7	1,4-ジオキサン		環境		水道		
8	トランス-1,2-ジクロロエチレン		環境	要監	水道		
9	塩化ビニルモノマー		環境	要監			
10	クロロホルム			要監	水道		事故
11	トルエン			要監		水目	事故
12	イソキサチオン			要監		水目	
13	ダイアジノン			要監		水目	
14	アンチモン及びその化合物			要監		水目	
15	ニッケル及びその化合物			要監		水目	
16	ウラン及びその化合物			要監		水目	
17	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			要監		水目	
18	フェニトロチオン(MEP)			要監		水目	
19	イソプロチオラン			要監		水目	
20	クロロタロニル(TPN)			要監		水目	
21	プロピザミド			要監		水目	
22	ジクロロボス(DDVP)			要監		水目	
23	フェノブカルブ(BPMC)			要監		水目	
24	イプロベンホス(IBP)			要監		水目	
25	クロルニトロフェン(CNP)			要監		水目	
26	エビクロロヒドリン			要監			
27	キシレン			要監			事故
28	モリブデン及びその化合物			要監			
29	1,2-ジクロロプロパン			要監			
30	p-ジクロロベンゼン			要監			
31	ホルムアルデヒド			要監	水道		事故
32	塩素酸及びその塩類				水道		事故
33	臭素酸及びその塩類				水道		
34	アルミニウム及びその化合物				水道	水目	
35	メチル-t-ブチルエーテル					水目	
36	アクリルアミド						事故
37	アクリル酸						事故
38	アクリロニトリル						事故
39	塩化水素						事故
40	塩化チオニル						事故
41	過酸化水素						事故
42	クロルスルホン酸						事故
43	酢酸エチル						事故
44	臭素						事故
45	水酸化カリウム						事故
46	水酸化ナトリウム						事故
47	スチレン						事故
48	二硫化炭素						事故
49	ヒドラジン						事故
50	ヒドロキシルアミン						事故
51	ホスゲン						事故
52	硫酸						事故
53	硫酸ジメチル						事故
54	次亜塩素酸ナトリウム						事故
55	エストックス(ESP)						事故
56	アラニカルブ						事故
57	クロルデン						事故
58	クロルピクリン						事故
59	クロルピリホス						事故

選定条件(色付きセルは、各法規制等の物質名が指定物質候補の一部に該当するもの)

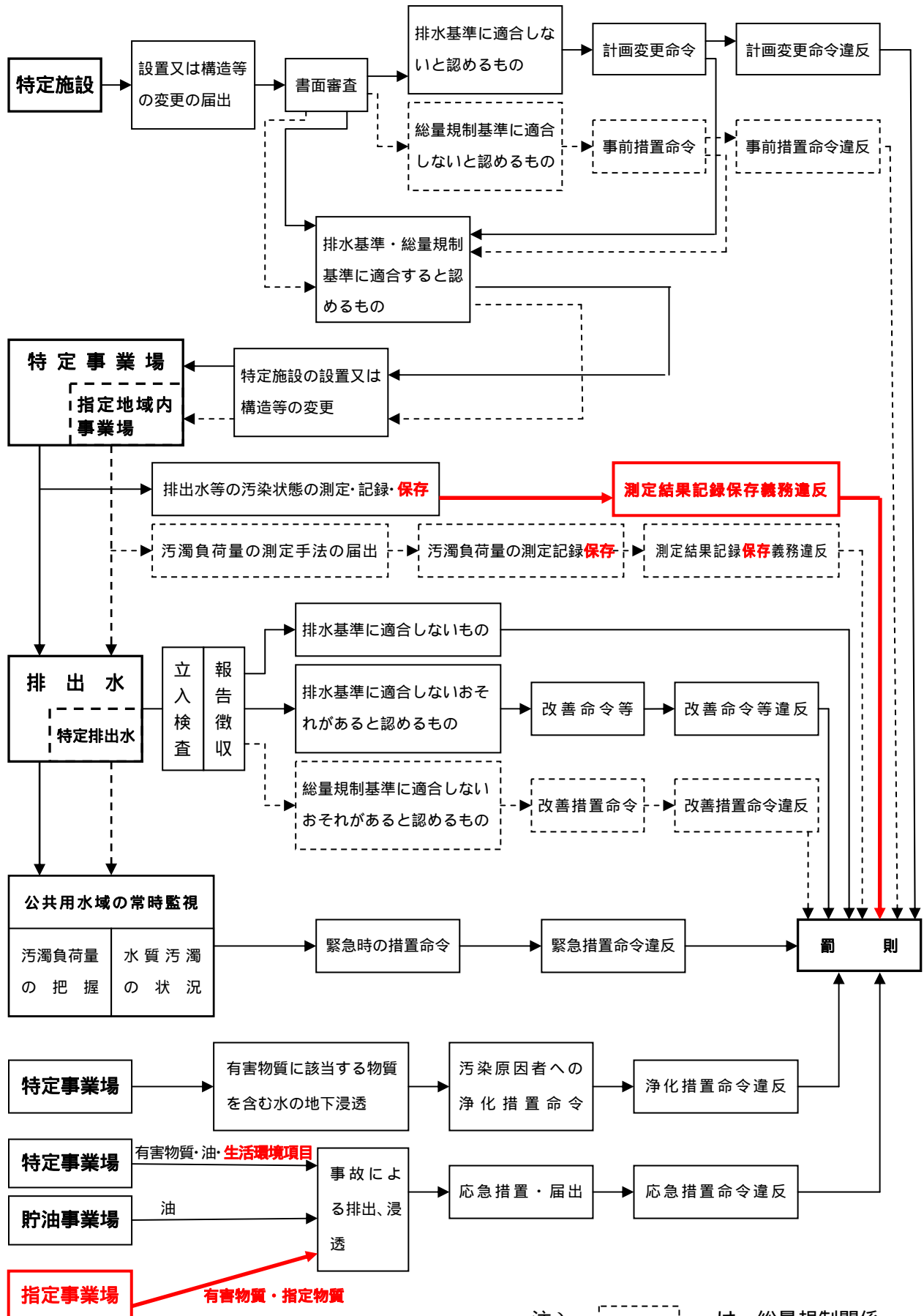
排水:排水基準(有害物質以外)、 環境:環境基準(健康項目及び地下水項目)

環水:環境基準(生活環境項目のうち水性生物の保全に関するもの)、 要監:要監視項目

水道:水道水質基準(水質基準項目)、 水目:水道水質基準(水質管理目標設定項目)、 事故:水質事故事例

水質汚濁防止法による規制・指導の体系

(赤：今回追加)



注) --- は、総量規制関係

水質汚濁防止法（改正関係抜粋）

第二条

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、二 略

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保全しなかつた者

上乘せ条例を制定する場合のスケジュール（案）

平成 2 2 年度

- 2 月 ~ 3 月 県内事業者（約 2,000）に測定実態把握のためアンケート実施
- 3 月末 県環境審議会へ諮問
同審議会から水質部会へ付託

<p>改正法 施行 （ 2 3 年 4 月 1 日 予 定 ）</p>

平成 2 3 年度

- 4 ~ 6 月 水質部会 2 ~ 3 回開催（第 7 次水質総量規制に係る議題を含む）
- 7 ~ 8 月 パブリック・コメント
- 9 月 水質部会開催
環境審から知事へ答申
- 12 月議会 上乘せ条例の制定に係る議会審議

平成 2 4 年度

- 4 月 1 日 条例施行